

平成20年第2回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成20年6月27日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 本巢市農業委員会委員の推薦
日程第4 議案第32号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第33号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第34号 本巢市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第37号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
日程第8 議案第38号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第9 議案第39号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
日程第10 議案第40号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
日程第11 議案第41号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 議案第42号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第13 発議第7号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について
日程第14 発議第8号 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書について
日程第15 発議第9号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について
日程第16 発議第10号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
4番	白井悦子	5番	高田文一
6番	高橋勝美	7番	安藤重夫
8番	道下和茂	9番	浅野英彦
10番	中村重光	11番	村瀬明義
12番	若原敏郎	13番	瀬川治男
14番	後藤壽太郎	15番	上谷政明
16番	大熊和久子	17番	大西徳三郎
18番	戸部弘	19番	高橋秀和
20番	遠山利美	21番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷺 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健康福祉部長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	杉 山 勝 美	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 重 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	川 口 直 紀		

開議の宣告

○議長（瀬川治男君）

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号15番 上谷政明君と16番 大熊和久子君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（瀬川治男君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

おはようございます。

総務企画委員会から御報告させていただきます。

6月20日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室におきまして総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名（議長を含む）が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、鷺見総務部長、高田企画部長、山田根尾総合支所長、矢野会計管理者のほか関係職員の出席を求め、付託案件の審査、協議案件2件の協議及び意見書1件の取り扱いについて、慎重に協議をいたしました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第32号、議案第33号の審査、協議案件、議案第37号の議会関係、根尾総合支所関係に属する予算についての協議をいたしました。

続きまして、企画部関係の協議案件、議案第37号について協議いたしました。携帯電話リサイクルの推進を求める意見書の取り扱いにつきましては、議会運営委員会に提出し、日程に追加議案として取り上げていただくようお願いすることにいたしました。

議員定数につきましては、議長から提案されています事項に各委員からの御意見をお聞きして協議をいたしました。

また、午前、午後にかけて、現状把握のため、本巢消防北分署、本部、西分署、根尾出張所、ま

た根尾方面隊消防車庫及び屋井工業団地工事現場の現地視察を行いました。

以上、報告いたします。

○議長（瀬川治男君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

文教福祉委員会から御報告いたします。

6月19日午前11時25分から、本庁舎3階第1委員会において文教福祉委員会協議会を開催いたしました。

委員会には委員7名が出席し、発議第7号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について、発議第8号 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書について、各委員から御意見をお聞きし、取り扱いについて慎重に協議いたしました。

委員会協議会では、本会議最終日にそれぞれ採決すべきものとなりました。

引き続き議員定数についてを議題とし、議長から提案されています事項に各委員から御意見をお聞きし、協議いたしました。

引き続きまして、6月23日の御報告をさせていただきます。

午前8時30分から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、白木教育長、藤原市民環境部長、村瀬健康福祉部長、杉山教育委員会事務局長のほか関係職員の出席を求め、協議案件3件の協議及び意見書2件の取り扱いについて、慎重に協議いたしました。

初めに、市民環境部関係の協議案件、議案第37号、議案第38号、続いて健康福祉部関係及び教育委員会関係の協議案件、議案第37号についての協議を行いました。

意見書、発議第7号、発議第8号につきましては、本会議最終日にそれぞれ採決すべきものと決定いたしました。

議員定数につきましては、議長から提案されています事項に各委員から御意見をお聞きし、協議をいたしました。

また、午前中に現状把握のため、学校給食センター、岐阜本巣特別支援学校、自然応用科学（株）の現地視察を行いました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（瀬川治男君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、命により産業建設委員会の報告をいたします。

去る6月24日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別委員会室において産業建設委員会を開催いたし

ました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、山田産業建設部長、杉山上下水道部長、山田林政部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査、協議案件6件の協議及び意見書1件の取り扱いについて、慎重に協議をいたしました。

初めに、上下水道部関係の付託案件、議案第34号の審査、協議案件、議案第37号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号の協議をいたしました。

続いて、産業建設部、林政部及び根尾総合支所の協議案件、議案第37号について協議をいたしました。

次に、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書につきましては、全会一致で意見書を提出することに決定し、議会運営委員会に提出し、日程に追加議案として取り上げていただくようお願いをすることにいたしました。

議員定数につきましては、議長から提案されています事項に各委員から意見を聞き、協議をいたしました。

また、午後から現状把握のため、市道根尾83号線須合橋の現地視察を行いました。

以上、報告いたします。

○議長（瀬川治男君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 本巣市農業委員会委員の推薦

○議長（瀬川治男君）

日程第3、本巣市農業委員会委員の推薦を行います。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、農業委員会の所掌に属する事項について、学識経験を有するもの4人を推薦するものでございます。

お諮りします。委員は議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長より指名いたします。

本巣市農業委員会委員には、本巣市政田469番地、高田禮子氏、本巣市七五三1065番地、大西由美子氏、本巣市外山189番地、山田憲氏、本巣市根尾中166番地1、吉田建夫氏、以上の4人を指名したいと思います。

お諮りします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本巣市農業委員会委員には、ただいまの4人を推薦することに決定しました。

日程第4 議案第32号及び日程第5 議案第33号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第4、議案第32号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてと日程第5、議案第33号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第32号と議案第33号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

では、議案第32号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、長年勤続して退職した非常勤消防団員の苦勞に報いるためのものという退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の対象者を合理的なものとし、もって同責任共済制度の運用の適正化を図る改正であること、また議案第33号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を求める政令の一部を改正する政令（平成20年法律第68号）の施行に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算について、配偶者以外の扶養親族に係る加算額を引き上げるもので、委員会では、議案第32号と議案第33号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことを御報告いたします。

○議長（瀬川治男君）

議案第32号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第32号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第33号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第6、議案第34号 本巣市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第34号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

それでは命により、ただいま議題となっております議案第34号 本巣市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを報告いたします。

この案件につきましては、慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。委員会では、議案第34号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（瀬川治男君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第34号 本巢市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第7、議案第37号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

それでは、自分の属しております文教福祉委員会に関することについては委員会で質疑をしましたので、それ以外について若干質問したいと思います。

大きく分けて3点ですので、まとめて申し上げますが、ページ数については予算の概要書の方がわかりやすいので、それで申し上げますが、2ページに財産管理諸経費、その中で今回妊婦や乳幼児連れの方のための駐車専用スペースを設けてもらうということで、これについては非常に評価をしているわけであります。このことをいろいろ考えておりますときに、ふと今さらながら思いついたのが、駐車場から本庁の方に来る道路を横断するための横断歩道がありません。これはいかななものかというふうに関心しながら私も思いまして、あわせて横断歩道を考えるべきではないかと、横断の安全を考えるべきではないかというふうに思いました。その点についても何らかの形で対応した方がいいのではないかと思いましたので、この点についてのお考えをお伺いいたします。

二つ目は、同じページの企画諸経費で、これは一般質問で申し上げましたので、地域公共交通の関係ですけれども、一般質問で申し上げた部分は省きまして、1点だけ確認の意味も含めて申し上げますが、この地域公共交通総合連携計画を20年度に策定するということになっています。こうした計画については、委託されるだろうというふうに思います。ただ、委託をすることによって、これまでいろんな計画というのが一杯ありますけれども、でも委託をすることによって本当にそれぞれのものであり切らない。結局、絵にかいたもちになっているという場合が残念ながら多いと思うんですね、私は。一般質問のときにもちょっと申し上げましたけれども、委託をするにしても、そ

れが本当に我々みんなのものになるようにするための措置、あるいはその段取りとか、手順とか、いろんなことをしっかり考えないとまずいのではないか。特にほかの計画と違って、これは今まさに経営危機にあるという状況の中の問題ですので、それを本当に実のあるものにしていくための対応というのは同時に求められていると思うんです。そのあたりについて、今の段階で考えておられることで結構ですので、お考えをお伺いしたいというふうに思います。

三つ目は、4ページですが、林業総務諸経費で、全国森林環境税創設促進連盟の会費2万円が組まれています。この全国森林環境税の創設そのものについて云々するものではありませんが、ただ、今回改めてこの森林環境税についていろいろ調べておりますと、全国、例えば高知県を皮切りに、どれだけか今はっきりしませんけれども、幾つかの県でそれぞれの県の森林環境税、例えば兵庫県の場合は県民緑税というふうに言っておりますけれども、名前は別にしても森林環境税がつけられてきています。この内容を見ておりますと、地域によってはほとんど県民に負担をお願いするところ、あるいは法人も県民と同じように均等に賦課するものと、あるいは県民は例えば年額500円、あるいは1,000円のところもありますが、法人については均等割額の10%のところ、5%のところというふうにさまざまあります。そこで、この全国森林環境税創設促進連盟が想定している環境税の内容というものは一体どういうものなのか、わかればお聞かせ願いたいし、もしわからなければ、これから連盟に入るわけですから、どういうものかということをやっぱりはっきりさせておく必要があると思うんです。何でもいからつくれという話にはならないんで、つくった後にそんなはずではなかったということにならないためには、今からどういうものかということを確認していく必要があると思います。インターネットでいろいろ見ておりましたが、そのあたりが非常に不明確なまま来ています。

特に留意をしなければならないと思っていますのは、ことしの5月20日にこの連盟の総会がありまして、その決議の第1番目にこのようにうたっています。「水や二酸化炭素の排出源を課税客体とし、全国民が負担する国税による新たな財源として創設をする」ということを言っています。要するに二酸化炭素の排出源を課税客体とするということになれば、この二酸化炭素の排出源の相当部分を企業が持っているということは明らかでありますから、そうしたところと一般国民との負担というのをきちんとしていかないと、今の社会情勢の中で、一方でどんどん負担が重くなっている中に新たな負担をお願いするということになるわけですから、そのあたりはきちんと示しながら進めていく必要があるというふうに思っています。そういう点から、わかる範囲で結構ですが、お願いしたいと思います。

この件についてもう1点は、先ほども申し上げたように、改めて今回いろいろ調べてみますと、全国森林環境税創設促進議員連盟の負担金が今年度当初予算に3万8,000円組まれています。同じような団体、自治体と議会の違いがありますが、同じような団体であります。そこで、一方は会費、一方は負担金という名前ではありますけれども、2万円と3万8,000円という違いがあります。これは一体どういうことなのか。議員の連盟にしても会費は2万円のはずだと思うんですが、3万8,000円になっている理由をお聞かせ願いたいと思います。

以上3点です。

○議長（瀬川治男君）

総務部長 鷺見君。

○総務部長（鷺見良雄君）

それでは、1点目の横断歩道の関係についてお答えをします。

横断歩道につきましては、法規制と申しますか、規制行為ということでございまして、路上に法規制をかける場合には公安委員会に申請をするという手続になるかと思えます。横断者の数とかいろんな制限の中で、当然妊婦も含め高齢者も、各庁舎、特に本庁舎の前、おいでになる状況下でございまして。関係機関、公安委員会等と連携をとりながら可能かどうか検討してまいりたい、かように考えております。どうかよろしく申し上げます。以上です。

○議長（瀬川治男君）

2点目を企画部長。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、2点目の地域公共交通総合連携計画につきまして、御答弁させていただきます。

連携計画につきましては、一般質問で計画の策定の順序等につきまして説明しましたので、議員の御質問につきましては、委託に出すと、ややもするとその地域とかけ離れた計画になるのではないかという御心配だと思いますが、これにつきましては年内には策定するという事で、もう既に業者委託をかけました。内容的には、方向としましては、本年度は地域の実情に合った計画にするということで、利用者からのアンケート、あるいは住民のアンケート、こういったものを実施するわけですが、これにつきましては委員の中に岐大の教授、あるいは高専の先生に入らせていただいております。そういったアンケートの内容まで踏み込んで、そういった御指導を得ながら、受けた業者との詰めをして実施をしていくところでございますし、またもう一つは、地域の住民の方の生の声を聞くということで、ワークショップ等の開催も考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

3点目、林政部長 山田道夫君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

全国森林環境税創設促進連盟の会議について、お答えをさせていただきます。

まず1点目の内容についてでございますが、京都議定書で定められたCO₂排出量の削減のため、その目標値の半数以上を森林による吸収で確保することとなっております、そのための森林整備が必要であるということから、その財源に充てるため、水、要するに飲料水、工業用水及び水力発電や二酸化炭素排出量、化石燃料等を課税客体とした新税を、全国民が負担する国税として創設するため活動している全国森林環境税創設促進連盟に加入をするために、会費として充てるものでございます。

それから2点目の会費の額でございますが、2万円についてでございますが、これは一応加入申

し込みの際、1口2万円ということで伺っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

議会事務局長。

○議会事務局長（河合重光君）

議会費の中の全国森林環境税創設促進議員連盟負担金3万8,000円の内訳でございますが、これにつきましては、平成20年度議員連盟会費ということで2万円、それと年1回の総会がございます。その日程上におきまして、総会並びに記念講演並びに交流レセプションがございます。それによりまして、全国の皆様方が見えまして、そこで意見、また情報交換というようなことで、1人当たり6,000円、一応3人分1万8,000円ということで予算措置を講じております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（瀬川治男君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

1点目については、連携をとりながら早急に対応してほしいということを申し上げておきます。

2点目についても、前に一般質問でいろいろ申し上げましたし、今言われたように、どう実のあるものにするかということは、市民の生の声をどれだけそこに入れ込んでいくかということにかかってくると思うんで、そのあたりを配慮しながら進めてほしいと思ひます。

森林環境税ですが、一つ目にお伺ひしたのは、今説明されたのはホームページに全部載っているんですね。じゃあ実際にどういうふうに国民に負担がかかってくるかというところが問題なんです。例えば、高知県でいうと個人、法人県民税の均等割に500円を上乗せすると、一律。兵庫県でいいますと、個人に年額800円、法人には法人均等割額の10%、福島県は、個人は年額1,000円、法人は同じく10%、奈良県は年額500円、法人は5%というふうに必ずしも一律ではないわけです。企業に応分の負担を求めるところもありますし、県民と同列に一本化しているところもあります。そういう中で、どういう負担をこの森林環境税によってどういうところに負担を求めていくかということ。国民に新たに負担を求めていくには、じゃあ国民にはどのくらいの負担になるかということを含くなしに、とにかく環境税を設けよう、設けようだけではなかなか理解が得られない部分もあるんじゃないかというふうに思うんです。仮にできたとして、できてしまってからそんなつもりではなかったという話になってもよくないので、どういう方向を目指しているかということ、今の段階では恐らく出ていないと思うんです、連盟としても。ホームページを見ても一切出てこない。だから、今度連盟に行かれたときに、部長が行かれるかどうか知らんけれども、行かれたときにそういうことを声を出してもらって明確にするという方向を、連盟全体としてやっていく必要があるというふうに思うんで、そのあたりを、わからんことを無理に答えてもらわなくても結構です。そういう方向で取り組んでほしいと思うんで、その点は。

実際にやるときには市長が出られるんですか、だれが出られるんですか、こういうのは。ことし

の場合は5月に総会が終わりましたがけれども、部長が行かれるの、一般的には。

[発言する者あり]

回数制限があるので、もう一つだけ言ってからね。

先ほど申し上げたように、会費は議員の連盟もこの連盟も2万円ということですね。でも議員の方は、今ごろでもいいですね、7月が議員の方の総会ですから。最初これを見たときに議員の方は3万8,000円、こちらは2万円ということは、その差額というのはこちらの連盟は5月に総会が終わっているので、そういう余分なものがないのかなというふうに思っていたのですが、どうも今の話を聞くとそうでもなさそうで、議員の場合は、後でレセプションをやるという経費をもともと負担金で組んであると、だから負担金という名前にしてあるのかなあというふうに今思わざるを得ないですね。今の時代、寄ったら公費でレセプション、一杯やろうというのは時代おくれだし、やっぱり時代にそぐわないというふうに思います。

これについては事務局長なり担当部長に質問することではございませんので、議長にこれはお願いしておきたいと思うんですけれども、議会としてどういうふうにこういった問題について対応していくのかということは、よそがやるから一緒に参加してもいいかというふうに、単純にはそう言い切れない部分があると思うんです。会費相当分ぐらいが飲食代に充てられるということでしょう、総会が終わってからの。そういうのは、今の無駄遣いをどんどんなくそうという時代に明らかに反していると思うんです。せっかく今度7月に議員派遣ということで、埼玉県の方であるので、そのことに向けて議会としてじゃあどうするのかということのを再検討すべきではないかと、予算が組んであるけれども。市町村長というか、こちらの連盟については恐らくやられていないと思うんで、その辺のやっていないということがわかれば、その確認も含めてお伺いをしたいと思います。議長に言ったことは結構ですから、先ほどのことだけちょっとお願いします。

○議長（瀬川治男君）

林政部長。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

先ほどの森林環境税の創設の内容については、これから加盟させていただきますので、その内容についていろいろとその場で研究しながら、また御報告できれば御報告をしたいというふうに思っております。

それから、課税客体等いろいろ先ほど例もありましたが、その点についても、またその中でいろいろと勉強していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（瀬川治男君）

今、鶴飼議員の質問の中に私の部分も出ておりますので、私としてお答えをしたいと思いますが、大変重要な会議だったと思っております。

今回出席していただくように手配してございまして、私もしっかりわからんのですけれども、交流会ということで3名分入っているというお話でございまして、環境問題、この税の取り扱いについ

でも、鵜飼議員の御指摘のように各地区がいろんな方策を考えておられるということで、交流は大変大事なことではないかと思えます。その辺の支出につきましては今後検討していきたいと思えますけれども、そういったことで交流会に出ていくということについては大変大事なことではないかと思えます。よろしいですか。

○議長（瀬川治男君）

山田部長。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

出席者については私も正確に把握はしておりませんが、多分市長が出席になるというふうに思えます。

[挙手する者あり]

○議長（瀬川治男君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

私も恐らく市長か、あるいは都合によっては副市長になるだろうと思えますので、先ほど申し上げたようなことで、やればいいということだけでなく、中身がどういうものになるかということが明確になるようにして行ってほしいということを申し上げておきます。

ただ議員連盟の方については、レセプションといいますか、議長の言い方で言うと交流会ですね、交流については別にやらしてもらえばいいと思うんですね。それが公費による飲み食いになる必要はさらさらないのでね、そういうことを含めて今後考えてほしいなということだけ申し上げておきます。以上です。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第37号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第38号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第8、議案第38号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第38号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第39号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第9、議案第39号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第39号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第40号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第10、議案第40号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第40号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第41号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第11、議案第41号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第41号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第42号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第12、議案第42号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第42号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時12分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（瀬川治男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 発議第7号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第13、発議第7号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

発議第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立少数です。したがって、発議第7号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書については、否決することに決定いたしました。

日程第14 発議第8号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第14、発議第8号 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書についてを議題といたします。

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

では、提案者にとりあえず3点質問をいたします。なるべくゆっくりしゃべりますので、的確な答弁をお願いしたいと思います。

まず第1番目は、私たちが提案をいたしました見直しを求める意見書について、先ほど否決をされました。提案者も当然反対をされました。ただ、基本的には同趣旨の意見書であるというふうに今までいろんな人からも言われました。細部については若干違いがあるにしても、趣旨としては同様のものであろうと。そういう中でどうして反対をされたか、まずお伺いしたいと思います。

二つ目は、この私たちの見直しを求める意見書の提案に際して、高田議員が意見書の提出に至る経過及びその後の状況について報告をされました。かいつまんで繰り返しをいたしますと、5月2日に議運委員長の下議員から事前に案を見せてほしいというような話があったと。5月27日には若原文教福祉委員長、後藤委員から、委員会で議論できるような内容を考えたかどうかというような話があったと。そのような経過を踏まえた上で、6月2日意見書の案ができましたので、これについて道下議員と若原文教福祉委員長に事務局よりファクスで案を送付いたしました。けれども、それに対して何の反応もなかったのが、6月3日意見書を提出したわけでありまして。6月3日は議運があった日ですので、議運の後に副議長と若原委員長から会いたいということで呼び出しがありました。そのときに、思いは一緒だと、内容を修正できないかというような話があったと。そして、さらに6月4日には議長、5日には再度副議長と若原委員長から面談を求められ、内容についての指示や助言をもらった、こういうような報告がございました。

今言いました6月3日の話し合いには、たまたま村瀬議員と私も事務局にいましたので同席をさ

せてもらいましたが、そのときの結論は、みんなが賛成できるような内容に修正できないかという副議長や若原委員長の要請に対して、修正案を出していただければ私たちは検討をしましょうということで、その話し合いの結論として別れたわけでありまして。その後、修正案が示されることもなく、突然5日になって後藤議員を提案者とする別の意見書が提出されました。私としては本当に啞然としているところであります。

こうした経過については当然後藤議員も御存じだったと思いますが、その上で、あえて同趣旨の意見書を提出された意図がどこにあるのか、お伺いしたいと思います。

三つ目ですが、あなたの出されたこの改善を求める意見書は、改善すべき点として4項目を上げています。意見書の中でも述べられております、国民の怒りの声も聞こえてくるというふうに書いてありますけれども、この4項目を改善すれば怒りの声もおさまるというふうに考えておられるのか、お伺いいたします。

以上3点です。

○議長（瀬川治男君）

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは、鶴飼議員にお答えをいたします。

1点目は、趣旨が同じなのになぜ反対したかというような内容だったと思います。

その経緯をお話いたしますと、3月定例会最終日直前に、前に出された高田議員が提案をして4人の同意者というふうでこの後期高齢者医療制度に対するものが出てきました。そのときにも我々は、なぜみんなで協議できる時間がないのかというふうなことを思いながら本会議に臨みました。そんな中で、反対討論ということで、同僚議員がまだこれから4月から施行するものであるもので、経緯を見たらどうかというふうな意見とか、本巢の本議会において予算計上したとか等々ありましたが、その出された内容を見ますと、そのときに大垣の市議会では否決された、また高山の市議会では意見書を出されたというふうな経緯の中で、内容を見させていただくとなかなかきつい内容であった。そういう意味合いにおいて、3月定例会においては賛成少数で否決ということになりました。

その後、県議会の方で超党派により意見書が出され、その意見書は後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書というふうで出されました。その内容を見ますと、的確に、内容的にはこの制度を支持しながら改善をしてほしいというふうな内容でありました。それで、県議会において超党派で可決し、そして国へ上げたという経緯の中で、我々も高田議員の方に、県議会においてもこういうふうに出されたので、その文書を一遍どうですかというふうな投げかけも途中でしました。そういう中で6月定例会に、我々もみんなが現在の後期高齢者医療制度において改善が必要だということは思いながら来ておりましたので、前回3月に提出してみえます高田議員に対して、今回出されるときは我々もみんなで本巢市議会こぞって賛成し、提出できるような内容にしてほしいというふうな投げ方をしました。しかしながら、出てきた内容をちょっと見させてい

たきますと、制度に対して前向きな改善を求める内容ではなかったように見えました。それで、今回多くの議員から要請があり、今度の我々が出した後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書という格好になったわけであります。

以上で、第7号に対して反対した理由を述べさせていただきました。

その次は、経緯を説明されまして、その経緯の中で、このように高田議員が提出された内容を修正してもいいというふうな歩み寄りをしたにもかかわらず、なぜこうなったのかというようなことでいいですか。

その内容におきましても、今私が第1の問いに答えましたように、そういう経緯の中で出てきた。そして、いろいろな人が、我々の方も何とか修正しながら我々が同意できる内容にしてほしいというふうなことで接触をされたようですが、なかなか思うに任せなかったということであります。

それから、ここに4項目主な事例として挙げさせていただいておりますが、このほかにも我々としては本当に賛同をしかねる等の部分もあります。そういう中の一つとして、終末期医療というふうなことも出てくるかと思いますが、しかしながら、老人医療の増加の原因の一つに、死ぬ前に、現在日本においては1人平均112万というお金がかかる。これは死ぬ前から1ヵ月の1人にかかる医療費でございますが、このくらいかかるというふうな記事を見ました。それで、実際1950年代には家で死なれる人が80%ありました。しかし、現在はその逆で医者で死なれる率が80%だということであります。そんな中で、この終末期医療というのは本当にお金がかかっている、医療の中で大きな内容を占めるということであります。

先日、本を見ていましたらちょっとその内容が書いてありました。そのとき、もうあと幾ばくもないというふうなときに、お医者さんから点滴を打ちますかと言われると、それは1本7,000円、酸素を入れますかという、その酸素を入れる機械に5,000円、それから心電図をとりますかと言うと1日1,500円、血圧が下がっておりますので昇圧剤を打ちますかという2,500円、人工呼吸器をつけますかという1万2,000円、心臓がとまったので電気ショックをやりますかという3万5,000円等々、本当にお金がかかっております。だからもうこれは必要ないというわけではありませんが、人生の最終段階で数日間の命を長らえるために苦しい治療を受けることが本当なのか、冷静に一応やることはやった、あとは寿命に任せるのが本当なのか、これは家族にとっても大変なことでありますが、こういう問題も問題にしていかなければならないと、この四つだけではないということであります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（瀬川治男君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

正直申し上げて、今後藤議員の話を聞いておりまして、あなたが提案している中に、括弧つきですが、国の言い分を踏まえて長寿医療制度というふうに書いています。長寿とは一体どういうことなのか、長生きを祝うということなんですね。そういう制度になっているかどうかということが

まさに問われているわけです。あなたの今の話を聞いていると、医療費がかかるようになったら、もうそんなことはやめて早く死んでくれと言わんばかりの言い方ではないですか。そのことがまさに今問題になっているわけです。ということで、順序は違いますが、3番目にお伺いしたのは4点、あなた方が出しているのは4点、一々読み上げることにはしませんけれども、4点の書いてあるとおりに読みますと、次の項目を改善されることを強く要望するというので4項目書いてあるんですね、だから4項目を改善せよと言っているわけですよ。でも、あなたもちょっと言われたように、25日、中央社会保険医療協議会が今言われた後期高齢者終末期相談支援料の運用を7月1日から凍結するというのを了承したということが言われています。発足から考えても凍結をするということ、なぜこれが凍結されたかというのは、やはり今あなたが言われたように、金がかかるからもう75歳を過ぎたら早く死んでもらえばいいんだから、もう延命治療はやめましょうという制度を国民がいかに批判したかということのあらわれだと思えますね。本当に年寄りに冷たい発想だなということに改めて感じました。そのほかにも改善すべき点、見直すべき点というのは多々あります。その中で4項目に限って提案されていることについて、私は非常に疑問を感じたから申し上げたわけでありまして。私がずうっと数え上げただけでも10項目ぐらいいは出てきます、問題点が。それがすべて国民の一致を得られるかどうかは別にしても、多くの一致は得られるだろうというふうに思っています。

だから、我々の意見書としてはそういうふうに限定せずに、やっぱり制度そのものを国民の理解が得られるようなものに見直すべきではないかという意見書を提案したわけですね。そのことについて一体どう思っておられるのか。後藤議員から先ほどのような言葉が出てくるなんてことは到底私は想定しておりませんでしたので、これもまた哑然といたしておりますが、どうなのでしょう。

ということで1番目に戻りまして、結論的に言いますと、前向きの改善を求める内容でなかったから別の意見書を出したというふうに言われました。じゃあ、我々の意見書のどこが前向きの改善を求める内容ではなかったのか、どこがあなたの気にそぐわなかったのか、教えていただきたい。

二つ目は、修正をしたいということでいろいろ接触をしたけれども、思うに任せなかったと言われました。先ほど経過を報告した中で申し上げたように、修正案を出していただければそれについて検討しましょうという回答を出して、その回答がないままで来ているわけですね。あなたの言われた接触したけれども、思うに任せなかったというのは一体どういうことなのでしょう。言うことを聞かなかったということですか。意味がわかりません。再度お願いします。

○議長（瀬川治男君）

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

それではお答えをいたします。

高田議員提出の後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の中で、切り捨てられるというふうな内容とか、生存権を脅かすというふうな内容であります。それで、先ほど終末期医療に関してこれだけお金がかかっているというふうなことは言いましたが、しかしながら、それでいいのだとい

うことは一言も言っておりません。これは国民みんなで考える必要があるんじゃないかという提議をただけであります。と申しますのは、今、日本の医療費は、国の一般会計82兆円の中で30兆円を超える医療費が使われております。また、そんな中で65歳以上の高齢者医療というのは12兆円強というお金を使っております。これが使うでいいとか悪いとかという問題ではなくて、実際それだけ使っている。その12兆円のお金の中の大体1割が自己負担であり、後は現役の皆さん方の保険料、そして税金、それでまだ足りない部分は国債等の発行により赤字をつくるということであります。現在、国において800兆円以上の赤字があるやつを、我々現社会人が我々の子供、孫にその部分を負わせることは絶対いけない。また、これ以上ふやすことはいけないというふうな中で、我々が使ったものは我々で支払うべきだと。そして、財源なくして政策はあり得ないのでございます。そういう中で、この医療制度、いろいろ問題になってはおりますが、しかし根本的なものは本当に必要だと。だから、本当にお金の払えない人には、75歳以上のお年寄りにもそれなりのお金を持ってみえる人もおりますので、そういう人にはお金を出していただいて、そして支払いのできない弱者にはみんなで助け合って払っていかうじゃないかというのがこの趣旨だというふうに理解しておりますので、私は前向きな姿勢の中でこの意見書を提出していきたいということであります。

それから、この4項目だけではなくて、鵜飼さんが拾い出してみると10項目ぐらいに当たるということなんですが、この4項目は、先ほども申しましたように大きな内容であると。そのほかにも、ここにも本当にすべて改善されることをというふうなことで書いてあります。だから、この4項目に限ったことではございません。

それから、接触をした、したと言いながら本当にどうなのかということではございますが、個人的に高田議員とは同じ党でもありますし、友達でもありますので、お互いに何とかならんかなあというふうな話はしました。そして、議長、副議長、それから委員長等も話をされたというふうなことを伺っておりますが、きちっと私もそこに同席したわけではありませんので、どういうふうな内容だったかについては私の口からはきちっとお話しできないというのがあります。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（瀬川治男君）

鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

それぞれの思いでやることは勝手ですけれども、ただ、きちんと申し上げておかなければならないと思うのは、特に最後にあなたが修正ということで、いろいろ接触をしたということについて、直接当事者ではないので自分の口からは言えないということでもありますけれども、最初から全協、あるいは提案のときに高田議員がそこで言われ、また私も先ほど若干申し上げましたけれども、6月3日にまず2人の方から高田議員に話をしたいということで、たまたま村瀬議員と私がいたのでよかったですね。いなければ2対1で言った言わんの話で終わっちゃうかもしれませんけれども、こちらがたまたま3人でしたので、その内容がはっきり私もわかるから申し上げているんですね。

委員会のときにも申し上げたと思いますけれども、あくまでも修正案を出していただければ、それについて話をしましょうということで別れているわけでしょう。そのことについてはあなたにも、私だけではなく何人かから云々されておると思うんです、当事者ではなかったにしても。そういう上でなおかつ出されたというのはどういうことなのか。普通であれば、人間の真意の問題としては、別れ際に修正案を出して、それでまた論議しましょうということで別れば、意見が合う内容は別にしても、そういった手順を踏まえて、そこで決裂したらじゃあ違うものを出すというのが普通の人間のあり方じゃないですか。そこが私はまず一番問題だろうと、今回のことについては思っています。

繰り返しますけれども、たまたま村瀬議員と私がいたからよかったと思いますけれども、それはあくまでも偶然です。意図的に来たというふうに言っている人もおるそうですけれども、そういうことはありません。

それと、終末期の問題について、あなたは死んでしまえというふうに言っているつもりはないというようなことで言われますけれども、まさに今、終末期医療はあなたが先ほどの説明された内容によっても、延命治療は行わない、安楽死を求める。75歳になったら数日のためにはないですよ、包括払い制度ということで、慢性疾患については限度額が6,000円というふうに決められていくわけです、まだ先延ばしはされているけれども。でも、それがやられていけば、もう75過ぎたら本当に必要な治療が受けられない、たった3日や4日延命するためという話ではないですよ。これからさらに人生を楽しんでいく、そのことすら否定されるということになってくるわけです。

私たちの意見書は高田議員に書いてもらいましたけれども、長年、戦後の復興を支えてきたその人たちにどう報いていくかというのが我々の責務であると思うんですね。そういうことを抜きに、医療費がかかるんだから、どんどん負担してもらっては仕方がないと。健診についても、受けられる医療についても制限されるのは仕方がないんだというような発想は、まさにうば捨て山の発想と言わざるを得ません。そのことをきちんと把握しないと、国民の意思と全く違った方向に行くのではないかと。

財源の問題を言われますけれども、これは国、地方自治体にも大きな問題ですけれども、いかに無駄なお金を省いていくかということが今大きな問題になっています。どこで省くかということについてはいろいろ意見があると思うんであえて言いませんが、例えば市で言えば、一つ一番耳新しいことを申し上げますと、森林環境税の連盟の総会があって、そのときに会費のほかに1万8,000円飲食代が負担金として納められています。そういったところから、やっぱり身近なところから節約することによって、もっともっと大きな節約というものを図っていくことができる。そうしたことによって必要な医療がきちんと受けられる体制をつくっていくと、このことが今求められていると思うんです。そういったことを抜きに、ただ金がない、医療費がかかっている、だからもう75歳になったらもう仕方がないんだというような発想はまさに、繰り返しますけれども、今問題になって批判されているうば捨て山の発想だというふうに言わざるを得ません。

そういうところで改めてお伺いしたいのは、あなたが先ほど、どういうところが気に入らんかと

ということでお伺いしたことに対して2点言われました。「切り捨てられる」という言葉、「生存権を脅かされる」という言葉が気に入らんということで言われました。それは考え方の違いでいいとしても、だからこそ、そういうことを具体的に出してもらえれば話し合いをしましょうということをやったわけです。そのことを全く無視して進んできたということは事実なんですね。そのことについてはあなたにも報告をしたと思いますけれども、そういうふうでなおかつやられるということについてどうなのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

お答えします。

折衝の段階の中で幾らでも内容の変更に応じるというふうなことだったのに、なぜかというふうな再度の質問でございましたが、一番最初に冒頭にも申しましたように、3月定例会の中で本当に前向きの姿勢ではなく、廃止もあり得るような内容であった。そんな中で、岐阜県議会で超党派で出したこういうものがありますよというふうな投げかけもしました。それで、今回そういう内容で出してみれば、本当にみんなで賛成し、そして国へ上げるというふうな気持ちでおったわけですが、にもかかわらず、6月に出てきた内容は3月と同じような内容でありました。

こちらから何で話をしなかったというふうなことも言われましたが、本当に私の方でも何回も投げかけました。これは何日に、何日にということとはちょっと覚えておりませんが、こういうことを市民の皆さんに出すということは、決して議会人としてよくないということは十分わかっておりますし、是は是、否は否、また政策は政策という中で争い、話し合い等ができるならこれはいいことだということを思っておりますが、私としても本当にこういう7号、8号別々に出すということは大変寂しい思いをしております。しかしながら、その代表として、なったからにはこれはいたし方ないなということも思っておりますし、また先ほど鶴飼議員がずうっと言っています終末期医療に関して、私が本当に切り捨てる、切り捨てるというふうなことを言ってみえますが、私はお金がこれだけかかりますよということの事実をお伝えしただけであって、これを切り捨てよということは一言も言っておりません。ちょっときのう週刊新潮を見ておりましたら、こんなことが書いてありましたので、お耳ざわりかもわかりませんが、ちょっと読ませていただきたいなということを思います。

そんな中で、日本のあるところの例が書いてありました。2005年の厚生労働省の調査で、長野県が県民の平均寿命が全国トップであると同時に、県民1人当たりの老人医療費は全国最低だったということが書いてあります。それは地域や個人にもよるが、一般論として上げられる主な理由が、かかりつけの医者、クリニック、そして大学病院のそれぞれの特色を生かした連携がとられているということだと書いてあります。例えば風邪を引くと、まず自分で治す努力をし、必要なら近所のクリニックに通い、そして治らないときに初めて病院へ行く、そういうシステムが医療費を抑えると同時に長寿にも一役買っているということが書いてあります。そして、統計の中で、世界で統計

をとっておりますが、日本人の病院受診回数は年間13.8回である。そしてドイツでは日本の半分の7回、フランスが6.6回、英国が5.1回、先進30カ国のうちでもトップだということが書いてある。そして平均入院日数も日本は35.7日、これは断トツでありまして、フランスが13.4日、ドイツが10.2日、日本の3分の1程度であるということが書いてあります。そして、人口1,000人当たりのベッド数を比較すると、日本の14.1床に比べ、ドイツは8.5床、フランスが7.5床、英国が3.9床、アメリカはたった3.2床にとどまっていると。そういうふうな中で、本当に日本はぜいたくな医療をして、日本に比べて諸外国の医療はお粗末なのかということ決してそうではないということが書いてありまして、イギリスでは風邪などの一般症状では病院を受診することはできません。自分の健康を長年診察、把握しているかかりつけの医者が出て、まずそのクリニックで診断を受ける。かかりつけですから、お医者さんは患者の事情に精通しています。体調を崩せば、症状だけでなく患者の生活まで全体像をとらえて診断できます。もし治らないときには、検査が必要だということで、初めてかかりつけの医者へ行ってCTスキャンなどをとるということであります。これは病院へ行く人、また入院する数にしても何にしても少ないのでありますが、このようにそれなりに努力をしながらみんなが生きて、そして自分のかかったお金は自分で払えるような体制をとっている。これはお年寄りが悪いと言っているわけではありません。我々も年寄りになります。そのときには助けをもらい、そして我々の時代でつくった負の遺産は後世に残さない政策をしてもらいたいというのが願いであります。以上です。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

最後にいろんな新潮の記事を読まれて、いろいろ言われました。イギリスやドイツ、そうした欧米諸国と日本の大きな違いの一つは何なのかというのは、社会的な基盤整備ができていているということだというふうに言われています。例えば介護保険にしても、あるいは医療にしても、社会全体として地域で受け入れられる、そうしたまちづくりとか、社会づくりがきちんとなされた結果の話であって、状況が全く違う日本と単純に比べて云々するということについては、必ずしも正しくないということを最初に申し上げておきます。

特にアメリカについては、医療保険に入れる人すら非常に少ないという状況の中で、本当に一握りの人しか医療を受けられないような非常に高額な医療、そしてその保険の適用もなかなか十分にされない現実があるというふうに聞いています。そうしたところと単純に比べることなく、今我々

が置かれている状況の中で何が一番必要かということをやっぱり考えるべきだというふうに思っています。

今回、この改善を求める意見書について私がまず反対しなければならないのは、先ほど何回も繰り返しておりますけれども、この間の経過からして、我々はじゃあ修正を受けましょうということを行っている。けれども、そのことについては結局何ら答弁がなされていない。あげくには3月がこうだったからという話になってきます。でも、私たちとしては、最初に申し上げたように、原案の作成に時間がかかったため6月2日にはなりましたけれども、2人の方には事前に意見書の案を送っています。その上で意見があればお伺いしたいということが当然含まれておるわけでありまして。そういったことについてはナシのついでで、議運後に初めて話があった。このこと一つをとってみても、やはり信義に反するのではないかということがまず第1であります。

二つ目には、後藤議員がいろいろ言われるような思いがあるのであれば、この間、みずから今回発案する前に、もっといろんな場で話し合いをする、そして提案するということが十分可能であったのではないかと。それが、我々が出したら慌てて次の日に、何人寄ったか知りませんが、相当数の議員が寄ってこの意見書を、もうあちらは修正に応じないから出すんだということをお話し合ったということも漏れ聞こえてまいりますが、そういうような状態で、まさにうろたえて2日後に別の意見書を出したというふうに思わざるを得ないような状況が生まれています。いろんな政策や見解の違いはあるにしても、やはり信義は信義として守るべきだというふうに思っています。そういったことについて、外れたやり方がされたことについて、私は非常に疑問を呈したいと思っています。

内容については、先ほども申し上げたように、この4点に限られることなくさまざまな問題があるので、そういった全般的な見直しをすべきだという内容にするのが至当だろうというふうに考えていますので、そういったことを申し上げて反対討論としたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

ただいま後期高齢者医療制度の件で、質疑の内容をお伺いしております。この制度の問題点の中でどこを改善していったらいいかということよりも、提出される前の経過のことに議論が非常に白熱を帯びておまして、私も興味を持って聞かせていただきました。

私が今回の後期高齢者医療制度の改善について賛成をいたしますのは、この後期高齢者医療制度と前から行われていた老人保健医療制度の大きな違いは、運営主体が各市町の国保、あるいは老人医療保険制度から、県単位で行われ、それにすべての市町村が参加をする後期高齢者広域連合という形です。岐阜県の場合は、岐阜県の県という形で運営主体が行われている形になっています。も

つとも、老人医療保険から後期高齢者医療制度という名前が、その後期という名前がいいのかどうかという議論はさておき、そのように思っています。

もう一つは、後期高齢者医療制度の保険証が新たにつくられたということ。それから、一番大きく市民の中や国民の中で議論をされ、それぞれの中に不均一的な、あるいは不平等的な、あるいは高齢者ごとに負担がふえてきているという項目では、財源構成の中が従来は5割が後期、5割が拠出金という形で行われていたのが、後期5割、支援金というか拠出金で4割、それであと1割が75歳以上の保険料で賄っていくという制度の変更になってきたと。この1割の保険料をどのように集めていくかということの中で、特別徴収と普通徴収で行われていくという形になっている。この特別徴収の中で、私が制度的な改正の中で、一番何でこんな形になっているのかなあと思ったのは、年金の年間給付額の18万以上の方は特別徴収になってきていると。それ以下の方は普通徴収になってきている。それがおのおの均等割が課せられていると。被保険者になった段階からそうになっている。だから、これに対する軽減措置が加えられているという形での議論。特に均等割という金額がかなり議論されていた。その点では、今回出されている8号の中で述べておられる施策の中の部分が当たってくるのではないかと。特にそういった保険料の大幅な増、あるいは新たに被保険者になる場合における軽減措置、こういうのが実質この1割負担にかかわってくる大きな問題だろうというふうに思っています。これに対する軽減措置というのは、やはり負担増にならないように訴えていかなければいけないのではないかとという形で、これは要望していくのは妥当だろうというふうに私は認識をしております。

もう1点で非常に興味を持ちましたのは、各市町が行っている健診業務を、それぞれの市町に差がなく、県一律の75歳以上の医療の健診制度を受けられる体制をとっていただけるような支援措置も国でやっていただけるような形とすることが、市町における医療制度のそれぞれの違いというもの、あるいは一般財源から持ち出して、あるいは国保から持ち出していくような形ではなく、国によってやられる形の医療だと、そういった意味で今回の四つの改善点を出していく。幾つかの問題点があるだろう、また想像されることは、これから運営していくと出てくる問題だろうというふうに思っております。特に終末期医療の問題なんかは、ちょっと議論を忘れておりましたけれども、現保健医療制度の中でもそういった指摘があって、こういった形に変わってきたんだろうというふうに私は理解をしております。これからの後期高齢者医療制度の中で、市町だけで行っていく老人保健医療には、我々本巢市を考えてみても限界が出てくるだろう、また限界が見えてくるだろう。そういった中で、県で、広域連合で75歳以上の高齢者の医療制度の保険を賄っていく形、あるいは1割負担をどのような形で75歳以上の方から集めていくのかについてはまだまだ検討を加えていく必要があるし、急激な保険料増になれば、やっぱりその保険料の軽減措置も行っていく必要があるというふうに考えておりますので、この改善案については賛成するものでございます。以上です。

○議長（瀬川治男君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。

発議第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第8号 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 発議第9号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第15、発議第9号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書についてを議題といたします。

発議第9号について、提出者に説明を求めます。

提出者、1番 黒田芳弘君。

○1番（黒田芳弘君）

それでは、発議第9号についての提案説明をさせていただきます。

意見書の内容につきましては、案といたしまして皆様に配付のとおりでございます。

それでは、提案趣旨を申し上げます。

我が本巣市は森林面積3万2,200ヘクタールと、実に市域全体の86%の面積を占めております。それが果たす役割、影響につきましては、皆様周知のとおりでございます。

先日、市長、議長、副議長にも御同行していただき、本巣市の北部を上空より視察してきましたが、改めましてその規模の大きさに驚嘆するとともに、この雄大な自然豊かな森林をいつまでも守る決意を新たにいたしましたところでございます。

近年、地球温暖化が進行いたしまして、環境問題が全国各地で大きく叫ばれる中、二酸化炭素の吸収につきまして森林が果たす役割には大きなものがございます。しかしながら、木材価格の低迷等により林業に対する魅力が薄れ、担い手不足をしていること。また、森林所有者の分散、地域の不在化、さらには、本市におきましては近年の雪害がさらに拍車をかけ、森林の荒廃進行は顕著でございます。

地球温暖化対策、そして下流域の住民の安全・安心を守るため、間伐の行き届いた強く美しい森林をつくるため、早急に対策を講ずることが不可欠であります。

よって、本巣議会としては、記述の関係各位に対しまして森林施策の積極的な展開を求め、意見書を提出したいと思っております。

以上をもって提案理由とさせていただきます。皆様の賢明なる御判断をよろしくお願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは提出者、議席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第9号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。

発議第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第9号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 発議第10号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第16、発議第10号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書についてを議題といたします。

発議第10号について、提出者に説明を求めます。

提出者、2番 船渡洋子君。

○2番（船渡洋子君）

発議第10号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書について。

高橋勝美議員、遠山利美議員、大熊和久子議員、道下和茂議員、中村重光議員の賛同を得て、提出いたしました。

提案理由を申し上げ、議員各位の御理解と賛同を賜りたいと存じます。案を読み上げて説明にかえさせていただきます。

携帯電話リサイクルの推進を求める意見書。

レアメタルを含む非鉄金属は、我が国の産業競争力のかなめとも言われており、その安定確保は我が国の産業にとって重要な課題である。

近年、国際価格の高騰や資源獲得競争の激化により、その確保に懸念が生じている。貴重な鉱物資源をめぐるこのような状況を受け、資源エネルギー庁に設置された資源戦略研究会が平成18年に取りまとめた報告書「非鉄金属資源の安定供給確保に向けた戦略」では、使用済み製品に使われたレアメタルの再利用推進が重視されている。中でも普及台数が1億台を超えている携帯電話には、

リチウム、希土類、インジウム、金、銀などが含まれており、これらを含んだ使用済みの携帯電話は、他のレアメタルなどを含む使用済み製品とともに、都市鉱山として適切な処理と有用資源の回収が期待されている。

しかし、使用済み携帯電話の回収実績は2000年の約1,362万台をピークに減少傾向が続いており、2006年には約662万台に半減している。回収率向上のための課題として、携帯電話ユーザーへのリサイクル方法の情報提供、携帯電話のリサイクル活動を行うMRN（モバイル・リサイクル・ネットワーク）の認知度向上、ACアダプター等の充電器を標準化することによる省資源化などが指摘されているところである。

そこで、政府に対して使用済みの携帯電話の適正な処理と、レアメタル等の有利な資源の改修促進を図るため、下記の事項について早急な対策を講じるよう強く求める。

一つ、携帯電話の買い換え、解約時において、ユーザーに対して販売員からリサイクルの情報提供を行うことを定める等、携帯電話の改修促進のために必要な法整備を行うこと。

一つ、携帯電話ユーザーに対する啓発、携帯電話改修促進につながる企業、団体の取り組みを支援する施策を行うこと。

一つ、ACアダプター等充電器の標準化や取り扱い説明書の簡略化等による省資源化を実現すること。

一つ、レアメタルなどの高度なリサイクル技術の開発に加え、循環利用のための社会システムの確立を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同くださるようお願いいたします。

これで提案の説明を終わります。

○議長（瀬川治男君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

提出者、議席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第10号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第10号を採決します。

発議第10号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第10号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（瀬川治男君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これもちまして、平成20年第2回本巣市議会定例会を閉会いたします。

18日間にわたりまして大変お疲れさまでございました。

午前11時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員